

東村山稲門会ニュース 第21号

H10年12月 5日 発行
発行責任者、大西 幸夫
編集局 塩見 之一
田口 政澄
事務局、0423-94-6951 小亀 輝雄

会からのお知らせ

◎. 平成11年1月定例会の案内

日時：1月9日（土） 15.00～16.30

場所：市民センター別館、第6会議室

演題：『ビールに見る嗜好の変化と企業の栄枯盛衰』

講師：藤沢 博恭氏、S29年 政経学部卒（会員）

ビール業界で圧倒的なシェアを占め、永遠に不敗と思われた麒麟ビールが、その王座をアサヒビールに空渡しましたことは、皆様ご存じのことと思いますが、なぜそのようなことになったのか、その内幕を当事者の一員でもある藤沢さんに語って頂きます。

（注） 今回から「東村山雑学講座」と銘打って、一般公開と致します。

◎. 定例役員会

日時：1月9日（土） 13.30～14.00 発送準備（有志による）

14.00～15.00 役員会

場所：上記定例会と同じ

なお、一般会員の方も時間の都合のつく方は気楽にご参加ください

◎. 11月の年次総会結果

お配りした総会資料に基づき出席者 72名をお迎えして予定どおり実施、そのあとブリヂストンクラブでの懇親会も盛大に終えることができました。

進行にお骨折り頂いた、役員をはじめ出席の皆様ご苦労さまでした。

その模様は来年1月末発行予定の会報で詳しく紹介致します。

なお、総会前に行いました菅野 純先生の講演も細瀬市長にも出席頂きましたが、非常に良い内容で、育ち盛りのお子さん、お孫さんをおもちの方々には是非聞いて頂きたかったお話でした。

◎. 近隣稲門会への参加その他

(1) 立川稲門会総会

11月1日（日） 立川女性会館アイム 出席：三宅良太

(2) 清瀬稲門会総会

11月15日（日） 清瀬アイレック 出席：大西幸夫

(3) 三多摩稲門連合会ゴルフ会

11月18日（水） 桜ヶ丘カントリー 15組、58名参加

当会からの出席：井垣和太、大西幸夫、木谷肇、滝川正義

● 訃報

府中校友会、会長、松本三郎氏（92才） 11月9日 逝去

三多摩稲門連合会の規定により5000円を香典として進呈しました。

おめでとうございます

ご婚儀のお知らせが相次ぎ、当稲門会の規定により祝電を差上げました。

お二人の末永いお幸せを心からお祈りいたします。(事務局)

♡ 三宅 良太さん(昭36 商)のご令息 良治さんが10月18日帝国ホテルで挙式されました。

お目出度うご座います。

♡ 赤荻 洋一さん(昭40 商)のご令息 研一さん(平成5 社学)が11月15日大国魂神社で

挙式されました。お目出度うご座います。

♡ 吉田 勝さん(昭43 理)のご令嬢 陽子さんが11月28日高田馬場の千代田平安閣で挙式さ

れました。お目出度うご座います。

同好会だより

絵画同好会

去る11月21日(土)市内の熊野神社境内で写生会を行いました。当日は好天で銀杏が青空に映え見事な眺めでした。

冬季は写生に不向きですので、来春まではアトリエ(或は画室)作業を続け作品を逐次所属の展覧会に出品することになります。

本来は当会の展覧会を企画すべきなのですが、現在は高柳 剛さん(平3 社会)のお骨折りでインターネットに出して頂くことから始めて作品数の充実を待つ段階です。

初心の方には観賞することから初めて戴きたいのですが、大家の作品に触れ続けておりますと描くことに気おくれがしますので、身近かな市内の展覧会から始めて頂ければと思います。筆者は多趣味人間ですが、成果がたちで残る点で美術関係は他の趣味に比べ特徴があります。絵画に関心のある方、激務から離れて余暇が取れるようになった方はご相談下さい。なお、年末の月例会は多用のため休会とします。 (395-3718 塩見)

テニス同好会

第6回練習会は、11月28日(土)午前10時より、あさひ銀行所沢テニスコートで行われました。参加したメンバーは江藤夫妻・長井・市川(彰)夫妻・三宅・戸田・山縣・高柳・当間夫妻と二女の12名でした。

今回は江藤さんの奥様、高柳、当間の二女と初参加が3名おり、和気あいあいのうちに楽しく2時間を過ごしました。恒例のダブルスでは戸田・当間の二女ペアが圧勝、その後の昼食会では今後の日程等を話し合いました。月1回、土曜日の午前中、場所はあさひ銀行所沢テニスコートということで今後も実施したいと思いますので、新しいメンバーの方是非ご参加下さい。

なお、第7回は忘年テニス会として、下記にて行います。

記

日時 12月19日(土)午前10時

場所 あさひ銀行所沢テニスコート

住所 所沢市けやき台1-1-1

TEL 042-922-4822

幹事 当間 TEL 391-6023

ゴルフ同好会

○ 三多摩稲門会ゴルフ会参加報告！

11月18日(水)、桜ヶ丘CC(多摩市)において、多摩稲門会ゴルフが行われました。きつい冷え込みとの予報に反し、セーターも要らない絶好のコンディションの下、15市58名が参加、4人チームの団体戦と個人戦を競い合いました。

団体優勝は東久留米、準優勝は保谷、3位は田無と隣接各稲門会が好成績を挙げました。

最愛の7番アイアンを家に置き忘れた井垣、突然フォームの改造に取り組み始めた大西、コースに負けたとシャッポを脱いだ滝川、ゴルフより友好第一と友達作りに励んだ木谷・...

東村山の4銃士は、井垣の29位が最上位で完敗。

「次は俺に任せろ」と思われる方は、今から名乗りを上げて下さい。(井垣 記)

○ 忘年ゴルフのお誘い

暦はもう少しで今年も終わり。

忘年ゴルフを企画しますので、奮ってご参加下さい。

実施月日 12月29日(火)

コース 現在選定中

費用 3万円程度(食費別)

申し込み 井垣 迄

TEL 396-3100

締め切り 12月13日(日)

◎ 知っ得ゴルフ

9番ホール - ハザード -

「ハザード」とは、バンカー(芝や草を取り去り、代わりに砂や類似のものをに入れて作

られた凹み)とウォーターハザード(海や湖、池、川、溝、排水路などの開渠、その他これに類するもの)を言います。水の有無は関係ありません。ラテラルウォーターハザードとは、その後方に球をドロップする事が出来ない地形になっているウォーターハザードの事を言います。バンカーのふちやバンカー内で草に被われている地面はバンカーの一部ではありませんが、ウォーターハザードの標識内の地面はウォーターハザードの一部です。

(クラブのソールを着けてはダメ)

『ハザードみたいだからって顔突っ込んだり、ゴソゴソかき回したりしないでよお客さん。モラルハザードだよ。』 (井垣)

編集後記

○ 慶事が相次ぎお目出度うございます。

難しい世相の中での心暖まる明るい話題として、結ばれたお二人はもとより近親の方々に心からお祝いを申し上げます。

○ 先月は総会月で多忙でした。同好会活動は総会以後に先送りされましたので、次号にご期待下さい。その状況でテニス部、ゴルフ部、絵画部が記事を寄せて呉れました。

特にゴルフ部は初参加の他流試合を桜ヶ丘のタフなコースで経験することとなり、その健闘に喝采を送ります。

多摩川南岸の丘陵地帯から八王子周辺にかけてのゴルフ場はひと癖もふた癖もあってスコアに差が出易く、競技用に向いておりますがコース経験の有無によって結果に大差が出ます。この貴重な初体験を是非次回に生かし巻返して下さい。(塩見)

4頁から7頁までは 鈴木 国夫(昭35 法)さんの投稿分です。

黙秘権と弁護人の役割

和歌山のヒ素混入事件で、弁護団が被疑者に完全黙秘をさせたとして、そのことが社会正義の実現という弁護士^のの使命に反するのではないかとの批判があります。

刑事訴訟法は、「個人の基本的人権の保障」と「事実の真相を明らかにする」ことを目的としています。

ところが、弁護団は加害者の人権ばかり重視して、被害者側の人権や感情を無視し真実の発見という使命をおろそかにしているのではないか、という訳です。

黙秘権は憲法の保障するところですから、弁護人が黙秘権があることを被疑者や被告人に告知することは当然であり義務でもあります。仮にそれ以上「完全黙秘しなさい」とまで積極的に指導したとすれば問題があるかもしれない。

黙秘権は拷問などの残酷な取調べによる自供があつてはならない(このよ

うな供述は証拠としては認められないことになります)ということと、人間

は自分に不利益なことを述べないのは無理からぬことだということから、被疑者や被告人の権利とされていますが、単に無罪を勝ち取る手段として完全黙秘をするように弁護人の方から指導するのは、黙秘権の本来の趣旨を逸脱し、社会正義とか真実の発見に尽くすという弁護士の使命に悖るものと云えましょう。

無罪と無実が違う（無罪は裁判所の判断だから、真相がどうであれ弁護士としては無罪を勝ち取ればよい）という考えにも納得出来ません。ただ難かしいのは、取調べといっても拷問のような極端なことは現実には少なく、むしろ誘導ないし強引な尋問によつて、真実でないことを被疑者に云わせるように仕向けたり、真実を告げても取り合わない、あるいは真実を云つても無駄だと被疑者に諦めの気持ちを持たせてしまふばあいが大変多いことです。

「疑わしきは罰せず」というのは現在の裁判の大原則ですが、被告人自身が犯行を認めた場合には、その被告人を有罪にしても余程のことがない限り裁判官が誤判の誹りを受けることはないでしょう。自分に不利益なことは

云う筈がないし、犯行を認めるということは処罰を覚悟していると考えられるからです。裁判官としては自供があれば、比較的悩むことなく有罪を言い渡せるということになります（逆に云えば、自供しない限り確定的証拠がなければ、いくら疑わしくても無罪となる可能性がある訳です）。

ですから、いかに科学が発達しても自白は有罪の有力な決め手なのです。

弁護人の立場からすると、嘘の事実であつても、いったん自供されてしまいますと、これを公判廷で覆すことは容易ではなくなります。自供に相反する有力な証拠がない限り自供は真実だと推測されてしまうのです。

ここに、黙秘権をめぐる弁護人としての難かしさがあります。

私はいつも接見のとき、黙秘権があることを告げたのち「絶対に嘘はつかないように」と注意した上で「嘘には二つあります。ありもしない事をデッチあげて述べることは嘘ですが、本当のことを云わないことも嘘になることがあります。本当は事実はどうなただけで、云つても警察は信じてく

れないし、取り上げてくれないから云わなかったというのでは、真実が分からないし、罪を認めたことになります。 勇気を持って本当のことを述べて下さい」と云うことにしております。

真実を述べるか、嘘を付くか、黙秘をするかは被疑者・被告人自身が選択することです。

黙秘権についての弁護人の役割は、法の仕組みと権利の存在を知って貰い、捜査機関から『不当な扱い』を受けることがないようにするだけで、故意に真実を隠蔽させたり振り曲げたりするように指導することではないと思っています。

(黙 S S 調)



水墨画

柿

提供

宮

輝雄

(昭22理)